

平成 15 年度 総務省の IT 関連施策

平成 1 4 年 1 1 月

信越総合通信局 情報通信振興室

IT政策の基本的な方向（1）

高度情報通信ネットワーク社会の形成

世界最先端のIT国家の実現 - 2005年

1. すべての国民がITの恩恵を享受できる社会
2. 経済構造改革の推進と国際競争力の強化が実現された社会
3. ゆとりと豊かさを実感できる国民生活と、個性豊かで活力に満ちた地域社会が実現された社会
4. 地球規模での高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けた国際貢献が行われる社会



社会を支えるIT革命は、今後更に加速

1. 情報通信産業の市場規模は全産業中最大
(平成12年において、情報通信産業は約114兆円)
2. 我が国における民間設備投資に占める情報化投資は高い伸び
(平成12年の民間情報化投資は約21兆円。民間設備投資に占める情報化投資の割合は約24%)
3. 情報通信産業が我が国の経済成長を下支え
(平成7年～平成12年における経済成長率1.4%への情報通信資本の寄与率は79%)
4. ITを活用した情報の流通は急速に拡大
(平成13年8月時点におけるインターネット上の総データ量は4,446GBで、3年間で6.7倍に増加)

現状と課題

世界最高水準のネットワークインフラの整備

IT革命の推進に不可欠なインフラの整備は着実に進展

高速・超高速インターネットの利用可能数はe-Japan戦略の目標を達成し、世界最安値の料金で提供
(高速3500万、超高速1400万加入可能数。8M ADSL 2500円/月程度の料金で提供)

一方で、

各国ともIT革命の推進を最優先課題の一つとして取り組み

IP化、デジタル化に対応して、グローバルな規模で急速に技術革新が進展

更にIP化、ブロードバンド化等に対応した、世界最高水準のネットワークの整備が必要

ネットワークの利用促進

実利用数は利用可能数に比べ低迷

利用可能数と実利用数の乖離

(FTTHで0.3%、ADSLで7%の加入率)

電子商取引制度の整備

(電子商取引市場は米国の約1/2)

行政の情報化の着実な進展

(申請手続き電子化システムの運用開始。電子政府・電子自治体の2003年度の本格稼働に向け更なる推進が必要)

本格利用の定着に向けた、高速・超高速インターネットの利用促進策の展開が必要

各分野に跨る横断的な課題

ネットワーク社会の枠組み検討

(実利用数は利用可能数に比べ低迷。情報通信の利用を促進する観点から、将来想定される社会経済の枠組みについて総合的な検討が必要)

セキュリティ・プライバシー保護対策の推進

(インターネットの普及に伴い、国民生活への影響が拡大。国民が安心してネットワーク利用できる環境整備が不可欠)

戦略的研究開発の推進

(特定分野を除き、情報通信分野の技術水準に関して、米国と比し大きな遅れ)

国際戦略の推進

(国際的な情報流通は北米、欧州中心。アジア諸国と連携し、アジアを世界の情報拠点とし、発展を図ることが必要)

デジタル・ディバイドの克服

(インターネットの利用が進むにつれ、社会経済活動における役割も拡大。全ての国民が容易かつ主体的にインターネット等を利用できる環境整備が重要)

消費者支援の推進

(電気通信市場の活性化により、新たな情報通信サービスが導入。消費者が利益を享受するためにも、消費者支援を推進することが重要)

IT政策の基本的な方向（3）

IT政策大綱

総務省としては、以上の基本認識のもとに、以下を柱として、戦略的かつ重点的に施策を推進

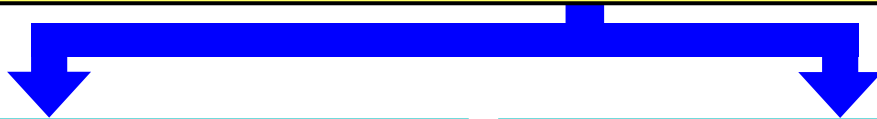
世界最高水準のネットワークインフラの整備

ネットワークの利用促進

各分野に跨る横断的な課題

- ）ネットワーク社会の枠組み検討
- ）セキュリティ・プライバシー保護対策の推進
- ）戦略的研究開発の推進
- ）国際戦略の推進
- ）デジタル・ディバイドの克服
- ）消費者支援の推進

以上の柱に沿って、具体的施策を推進するにあたっての、総務省としての基本的な考え方と、施策の具体的内容を取りまとめ



世界最高水準のネットワークインフラの整備

ネットワークの利用促進

IP化・ブロードバンド化

デジタル化

新たな電波
ニーズ

電子商取引
の促進

電子政府・自
治体の推進

人材育成

新たな競争政策の枠組み

IP化ブロードバンド化に対応した

IPv6化等の高度化戦略

ブロードバンドネットワークの全国
普及（全国ブロードバンド構想）

地上放送のデジタル化の推進

電波の有効利用の推進

電波利用環境等の整備

デジタルコンテンツの流通促進

電子商取引の推進

電子政府等の推進

電子自治体の推進

人材育成

地域経済活性化ベンチャー支援

ネットワーク社会の枠組み検討

セキュリティ・プライバシー保護対策の推進

戦略的研究開発の推進

国際戦略の推進

デジタル・ディバイドの克服

消費者支援の推進

平成15年度総務省テレコム関係予算重要施策の概要

総務省の平成15年度IT関係予算 要求額は1,477.7億円
(電波利用共益費用496.7億円含む)

情報通信政策局及び総合通信基盤局の物件費(1382.1億円)並び
にその他の部局のIT関連重要施策(95.6億円)を計上

主要分野毎の予算内訳は以下のとおり。

主な予算要求項目

(1) 世界最高水準のネットワークインフラの整備 (424.7億円)

IT革命の推進に不可欠なインフラの整備は我が国においても着実に進展しているが、一方で、各国ともIT革命の推進を最重要課題の一つとして取り組み、また、IP化、デジタル化に対応してグローバルな規模で急速に技術革新が進展している。このため、更なるIP化、ブロードバンド化等に対応した、世界最高水準のネットワークの整備が必要。

インターネットのIPv6化の促進	(51.5)
ブロードバンドネットワークの全国展開	(117.6)
地上放送のデジタル化の推進	(255.6)
(地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策)	(235.0)

電波利用共益費用であるため、予算編成過程で調整

(2) ネットワークの利用促進 (310.4億円)

高速、超高速インターネットアクセス網の利用可能世帯数は、e Japan重点計画に示されたそれぞれ3000万世帯、1000万世帯を上回ることとなったが、実利用数はそれぞれの7%、0.2%と大幅に低迷。また、電子商取引の市場規模は米国の二分之一に留まっている。ネットワークの本格利用の定着に向け、高速・超高速インターネットの利用促進策の展開が必要。

デジタルコンテンツの流通促進	(22.0)
電子商取引等の推進	(3.5)
IT人材の育成	(7.7)
ITビジネスモデル地区構想の推進	(75.0)

電子政府の推進	(40.8)
電子自治体の推進	(139.0)
プライバシー保護対策の推進	(0.2)
消防防災分野におけるIT化の推進	(18.3)
ニーズに即した統計の整備、提供	(3.9)

(3) 各分野に跨る横断的な課題

(331.3 億円)

国民が安心してインターネットを利用できるセキュリティ対策を推進。特定の分野を除き米国に比して大きな遅れをとっている情報通信分野の技術を戦略的に研究開発。

全ての国民が容易かつ主体的にインターネットを利用できる環境を整備し、デジタル・ディバイドを克服。

北米、欧州中心となっている国際的な情報流通を改め、アジアを世界の情報拠点とするための国際戦略等を展開。

ネットワーク・セキュリティ基盤技術の推進	(26.8)
セキュアOSに関する調査研究	(0.5)
ユビキタスネットワーク技術の研究開発	(25.0)
ネットワーク超高速化技術の研究開発	(28.5)
第4世代移動通信システム実現のための研究開発	(10.0)
準天頂衛星システムの研究開発	(26.5)
人にやさしいIT利用技術の開発	(7.0)
デジタル・ディバイドの克服	(161.5)
国際的情報通信流通基盤の整備 (アジア地域内のブロードバンドネットワークの形成)	(45.5)

(注) 再掲部分は重複して計上。なお、分野毎の要求額は重要施策の要求額を合計したものであり、内訳額の総計は実際の要求総額とは一致しない。

平成15年度地域情報化関連予算概算要求の概要

(単位:百万円)

施 策 名	平成15年度 概算要求額	平成14年度 当初予算額	増 減 額
情報通信格差是正事業（公共事業関係費）	6,605	5,850	755
・ 移動通信用鉄塔施設整備事業	2,017	1,940	77
・ 民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業	188	295	107
・ 地域イントラネット基盤施設整備事業（ ）	4,400	3,615	785
電気通信格差是正事業（その他施設費）	3,313	2,657	656
・ 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	2,763	2,107	656
・ IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業	150	150	0
・ マルチメディア街中にぎわい創出事業	150	150	0
・ 地域インターネット導入促進基盤整備事業	250	250	0
地域公共ネットワーク基盤整備事業（ ）	2,600	2,600	0
情報通信システム整備促進事業	500	500	0
地域情報交流基盤整備モデル事業	2,000	1,000	1,000
情報通信人材研修事業支援制度（ ）	770	700	70
先進的IT基盤システム開発（ ）	500	0	500
ITビジネスモデル地区構想（ の再掲）	8,270の内数	0	

移動通信用鉄塔施設整備事業

携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助。

1 これまでの取り組み

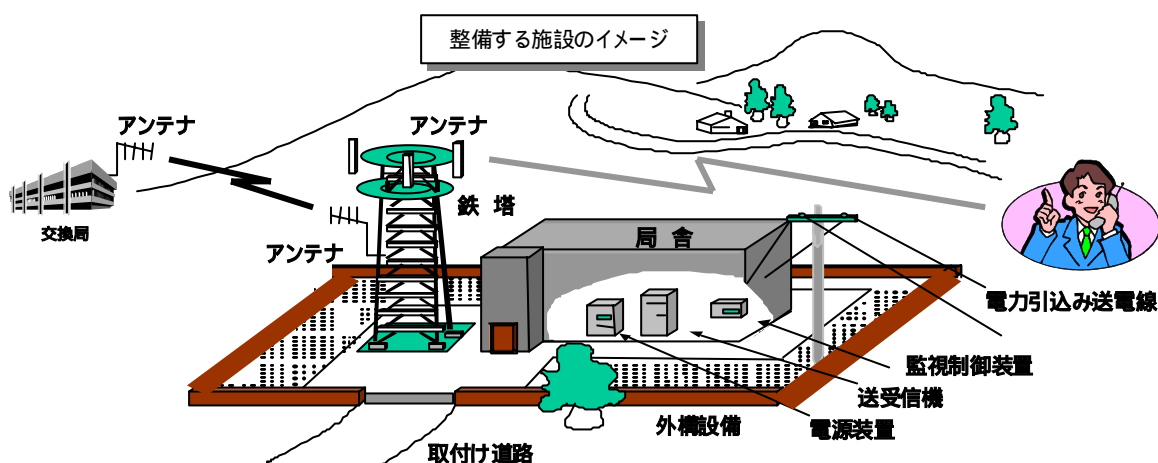
平成3年度から平成13年度までに過疎地等において405箇所で行った。

2 施策の概要

地域間の格差是正を図るため、過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助。

3 イメージ図

国	1 / 2	県	1 / 5	市町村	3 / 10
ア	事業主体	：市町村			
イ	対象地域	：過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯			
ウ	対象施設	：移動通信用鉄塔施設（局舎、鉄塔、無線設備等）			
エ	国の補助率	：1 / 2			



4 所要経費

	平成15年度要求額	平成14年度予算額
一般会計 (自治体補助金)	2,017百万円	1,940百万円

民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業

民放テレビ放送が1波も良好に受信できない地域（難視聴地域）、民放中波ラジオ放送が良好に受信できない地域、及び原因となる建造物の特定が困難なテレビジョン放送の受信障害が発生している地域において、その解消を図るための中継施設や共同受信施設を整備する市町村等に対して、所要経費の一部を補助。

1 これまでの取り組み

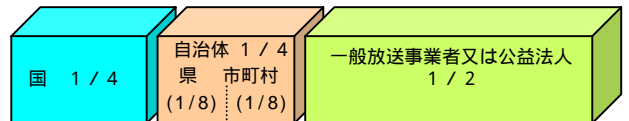
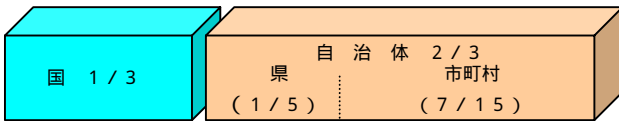
- | | | |
|---------------------------|------------|-------|
| (1) 民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業 | 平成3年度～13年度 | 654か所 |
| (2) 民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業 | 平成4年度～13年度 | 30か所 |
| (3) 都市受信障害解消施設整備事業 | 平成5年度～13年度 | 9か所 |

2 概要

- (1) 事業主体 市町村
 (2) 対象施設 中継施設（局舎、鉄塔等）、共同受信施設（受信アンテナ、ヘッドエンド等）
 (3) 補助率

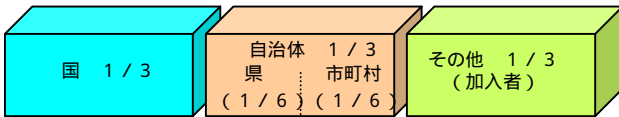
ア 中継施設を設置する場合

民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業、民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業
 過疎地等の場合

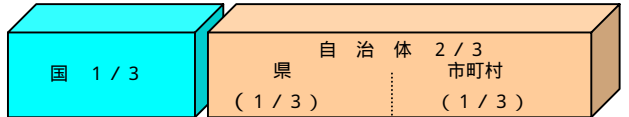


イ 共同受信施設を設置する場合

民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業



都市受信障害解消施設整備事業



3 イメージ図

【民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業】



【都市受信障害解消施設整備事業】



【民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業】



4 所要経費

一般会計

平成15年度要望額
188百万円

平成14年度予算額
295百万円

地域イントラネット基盤施設整備事業

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、インターネットの技術で築く高速・超高速の地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。

1 これまでの取組

平成10年度第3次補正予算から地域イントラネット基盤施設整備事業を、平成12年度当初予算から広域的な地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を実施してきたが、平成14年度から両事業を統合。平成13年度までに522事業で交付決定済。

2 施策の概要（平成15年度においては下線部を拡充要望）

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体を推進するとともに、市町村合併の推進等を重点的に支援。

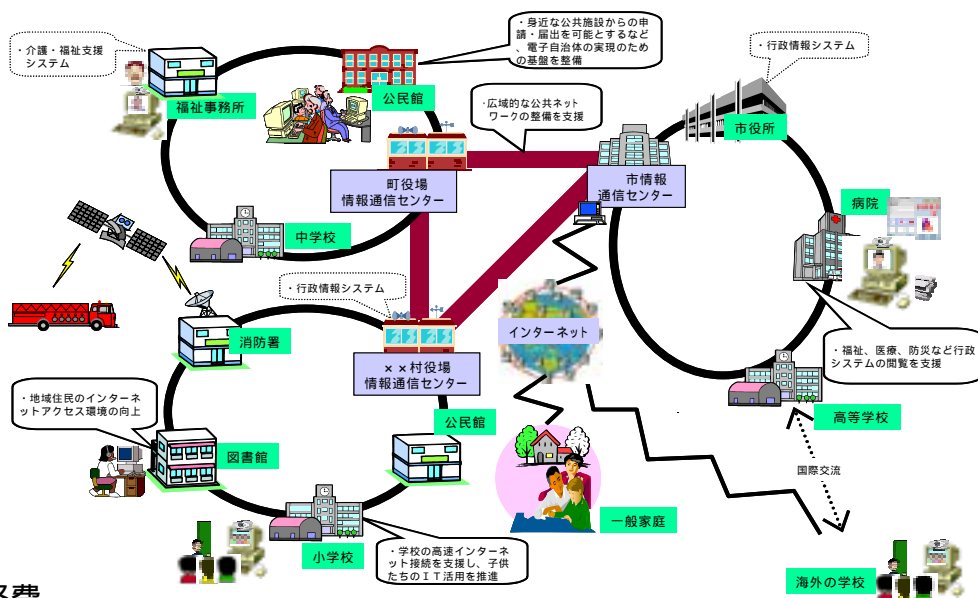
(1) 実施主体 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体

(2) 補助対象経費 施設・設備費（センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等）
用地取得費・道路費

(3) 補助率 都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、
政令市、中核市から成る連携主体の場合 1 / 3
以外の連携主体の場合 及び
沖縄県、沖縄県内の市町村、
過疎、離島、半島、山村に該当する市町村の場合 1 / 2
(離島には、奄美、小笠原を含む。以下同じ。)
第三セクターの場合 1 / 4

(4) その他 ITビジネスモデル地区に係る案件については、当初から整備主体以外の電気通信事業者等に利用させることを目的とした整備を可能とする。
合併後の市町村について補助率を合併前（連携主体）と同等とする。

3 イメージ図



4 所要経費

	平成15年度要求額	平成14年度予算額
一般会計	4,400百万円	3,615百万円

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

市町村等が、地域生活に欠かせない情報を提供するケーブルテレビ整備事業を行う場合、所要経費の一部を補助。

1 これまでの取り組み

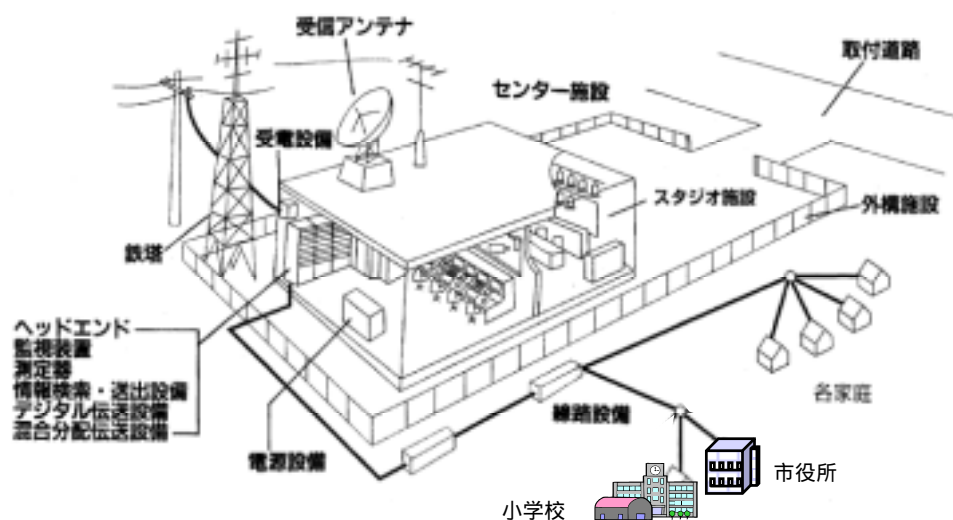
平成6年度から平成13年度までに、全国各地域において658事業(交付決定分を含む)を実施

2 施策の概要

自主放送の実施による地域に密着した映像情報の提供又は双方向機能を活用してインターネット接続サービス等を提供するケーブルテレビ施設を整備する際に、国が所要経費の一部を補助する。

- ・ 事業主体：市町村、複数の市町村の連携主体又は第三セクター
- ・ 対象地域：全 国
- ・ 対象設備：センター設備、ネットワーク設備等
- ・ 補 助 率：市町村又はその連携主体が整備・運営する場合：1 / 3
第三セクターが整備・運営する場合：1 / 4・1 / 6・1 / 8

3 イメージ図



4 所要経費

	平成15年度要求額	平成14年度予算額
一般会計	2,763百万円	2,107百万円

IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業

地域における開放型IT利用基盤として、高齢者・障害者等誰もが容易に利用できるIT生きがい・ふれあい支援センター施設の整備を推進。

1. 目的

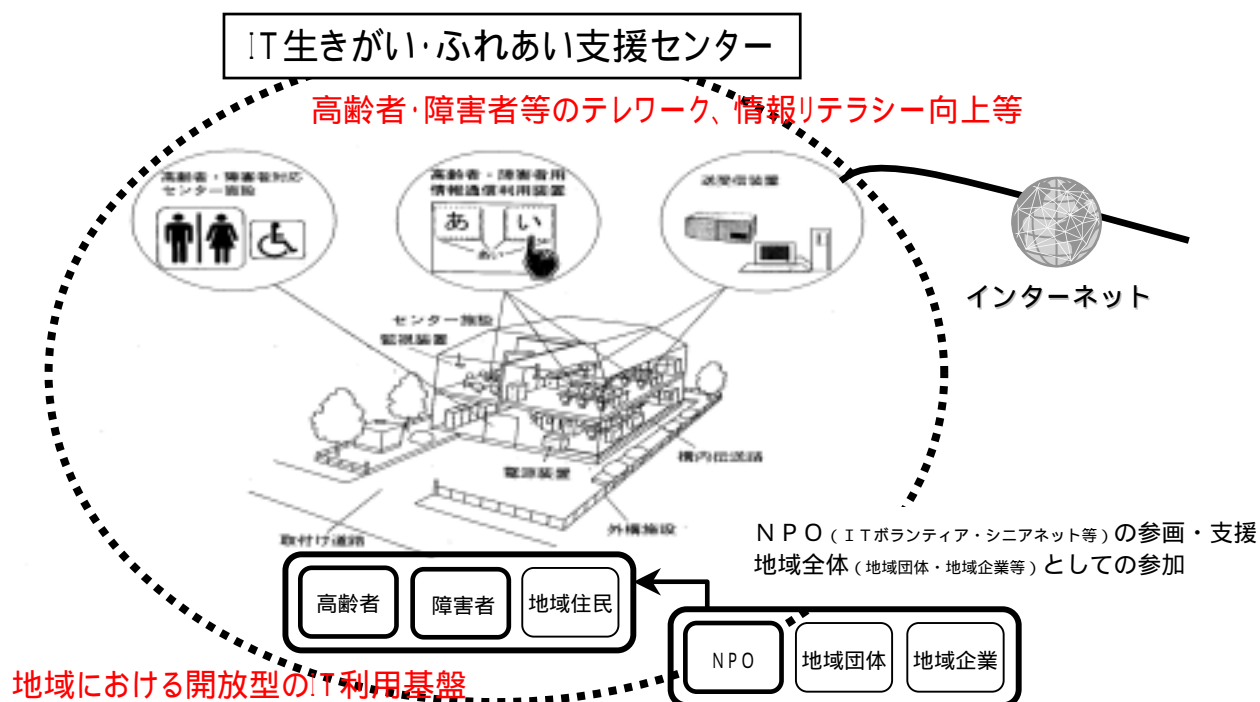
地域における、高齢者・障害者等の情報リテラシーの向上、テレワーク等IT活用の拡大

2. 概要

高齢者・障害者向け情報通信利用装置等を設置した施設を整備する地方公共団体等に対し、その整備に必要な経費の一部を補助

- 補助率： 都道府県、市町村（1/3）
 第3セクター、公益法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人（1/4）
- 補助対象： センター施設、高齢者・障害者向け情報通信利用装置、用地取得費 等

3. イメージ図



4. 所要経費

一般会計

平成15年度要求額

150百万円

平成14年度予算額

150百万円

(電気通信格差是正事業費補助金)

マルチメディア街中にぎわい創出事業

中心市街地の活性化を推進するため、マルチメディアに慣れ親しむ展示・研修・交流機能を併せ持った施設を整備する地方公共団体等を支援。

1 これまでの取り組み

平成10年度当初予算から実施。平成13年度までに13事業で交付決定済。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村、第三セクター、公益法人

(2) 補助対象経費

施設・設備費(センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等)

用地取得費・道路費

(3) 補助率

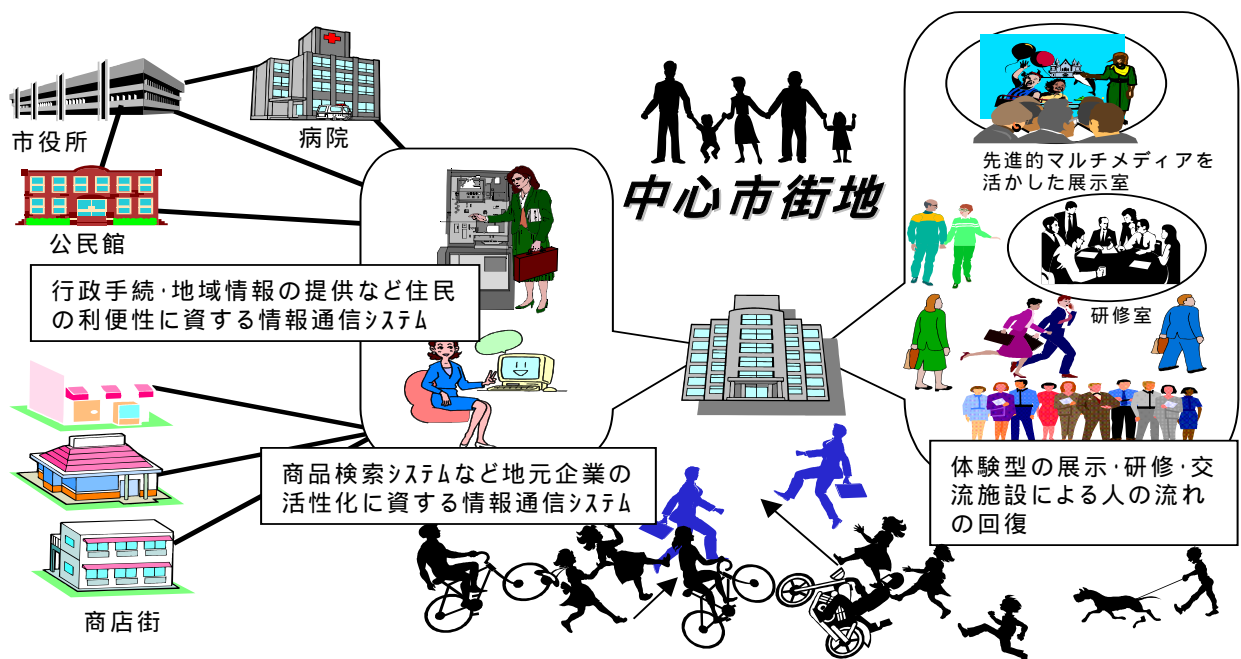
都道府県、市町村が実施主体の場合

1 / 2

第三セクター、公益法人が実施主体の場合

1 / 3

3 イメージ図



4 所要経費

	平成15年度要求額	平成14年度予算額
一般会計	150百万円	150百万円

地域インターネット導入促進基盤整備事業

地域住民にインターネットを活用した双方向の行政サービスを提供する等のため公共施設にインターネットを導入する市町村に対し、インターネットの利用環境を整備するためのハード整備を支援。

1 これまでの取組

平成11年度第2次補正予算から実施。平成13年度までに787事業で交付決定済。

2 施策の概要

- (1) 実施主体： 沖縄県の市町村
過疎、離島*、半島、山村に該当する市町村
(*離島には、奄美、小笠原を含む。以下同じ。)
高齢者比率が全国平均を上回る市町村

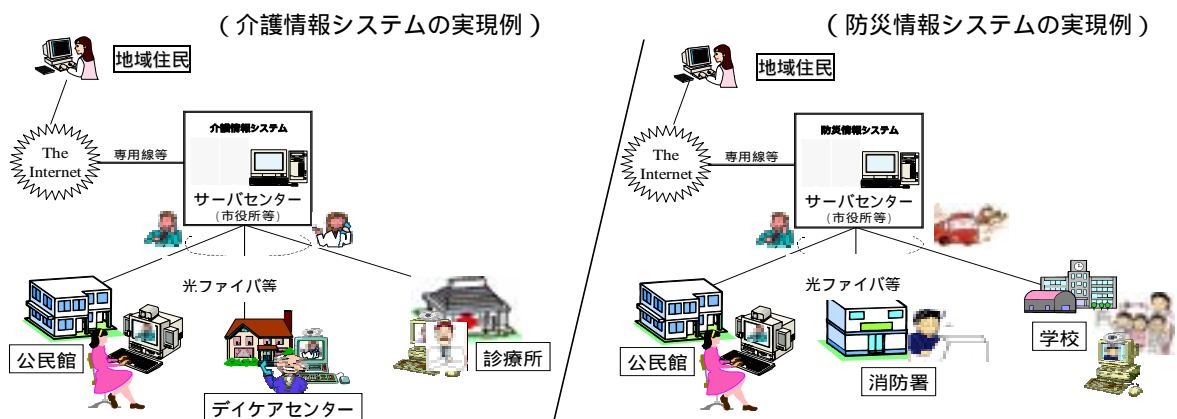
(2) 補助対象

公共施設内LANの整備(構内伝送路、入力端末)、インターネット導入のための機器整備(サーバ、ルータ等)、伝送路、映像ライブラリー装置等

(注) 標準事業規模：50,000千円(ただし、総務大臣がインターネット導入促進に特に効果があると認める場合は、この限りでない。)

- 補助率： 沖縄県の市町村 2/3
過疎、離島、半島、山村に該当する市町村 1/2
高齢者比率が全国平均を上回る市町村 1/3

3 イメージ図



4 所要経費

	平成15年度要求額	平成14年度予算額
一般会計	250百万円	250百万円

地域公共ネットワーク基盤整備事業

電子自治体の推進等に取り組む地方公共団体等による地域公共ネットワークの整備、特にセンター施設などの拠点施設を含まない基礎的・基本的な情報通信基盤の整備を重点的に支援。

1 これまでの取組

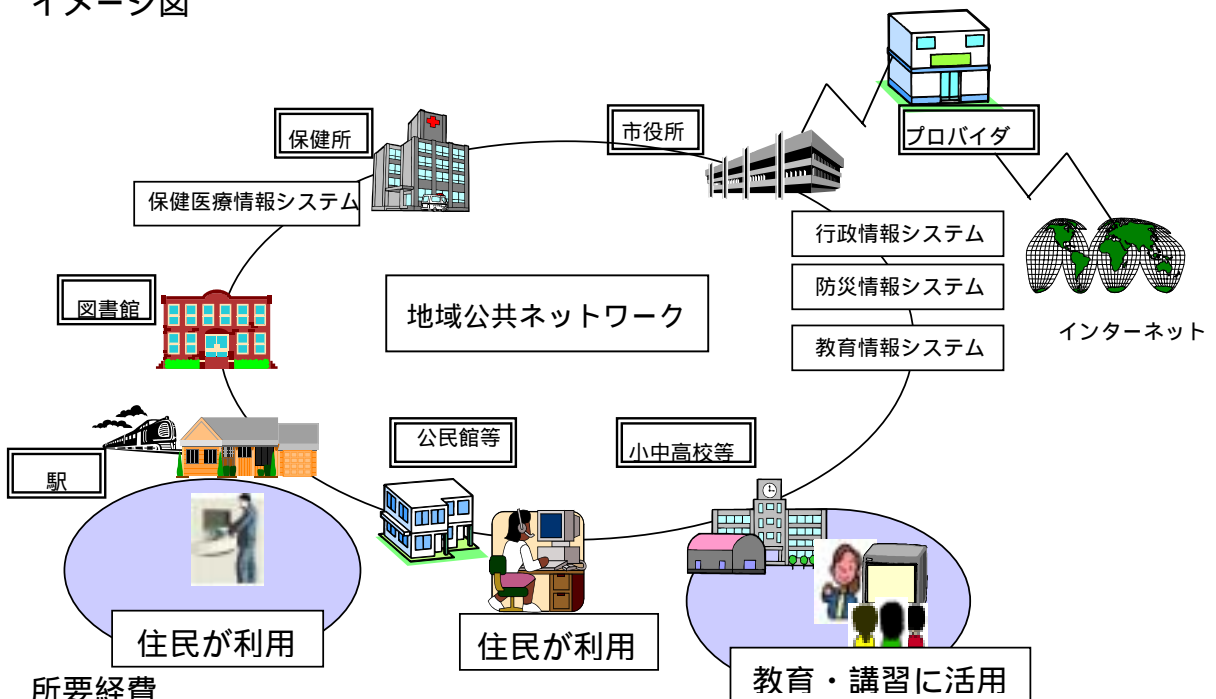
平成10年度第3次補正予算から地域イントラネット基盤施設整備事業を実施しているところ、「全国ブロードバンド構想」において、地域公共ネットワークについて2005年度までに全国整備を図るとされたことを受け、平成14年度より制度的補助金として新たに創設。

2 施策の概要（平成15年度においては下線部を拡充要望）

- (1) 実施主体 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体
- (2) 補助対象経費 施設・設備費（映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等）
- (3) 補助率

都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合	1 / 3
以外の連携主体の場合 及び 沖縄県、沖縄県内の市町村、 <u>過疎、離島、半島、山村に該当する市町村の場合</u>	1 / 2
（ <u>離島には、奄美、小笠原を含む。以下同じ。</u> ）	
第三セクターの場合	1 / 4
- (4) その他 ITビジネスモデル地区に係る案件については、当初から整備主体以外の電気通信事業者等に利用させることを目的とした整備を可能とする。
合併後の市町村について補助率を合併前（連携主体）と同等とする。

3 イメージ図



4 所要経費

	平成15年度要求額	平成14年度予算額
一般会計	2,600百万円	2,600百万円

情報通信システム整備促進事業

地域住民にインターネットを活用した双方向の行政サービスを提供するため公共施設にインターネットを導入する市町村や、広域的な取組を進める複数の地方公共団体の連携主体に対し、利便性の高いシステムを構築するためのソフト開発等を支援。

1 これまでの取組

平成11年度第2次補正予算から実施。平成13年度までに494事業で交付決定済。

2 施策の概要（平成15年度においては下線部を拡充要望）

（1）実施主体：

沖縄県の市町村

過疎、離島*、半島、山村に該当する市町村

（*離島には、奄美、小笠原を含む。以下同じ。）

高齢者比率が全国平均を上回る市町村

合併重点支援地域の市町村から成る連携主体（合併後の市町村を含む。また、から のいずれかを含むものに限る。）

ASP・アウトソーシング方式により運用する複数の地方公共団体から成る連携主体（から のいずれかを含むものに限るとともに、地域公共ネットワークが整備済み又は同時に整備することを要件とする。）

（2）補助対象

システム企画費、システム開発費、試験費

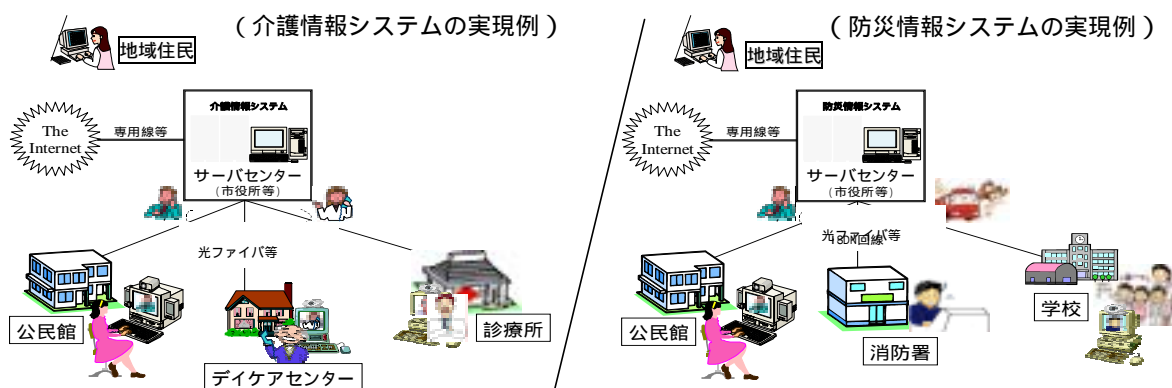
（注）標準事業規模：15,000千円

ただし、及びについては $15,000千円 \times 0.5 \times (n+1)$ 〔nは から に該当する連携団体数（合併後の市町村の場合は、合併前の から に該当する団体数）〕

また、～ については、情報通信格差是正事業費補助金、電気通信格差是正事業費補助金等の補助事業により整備したハードにおいて利用するものに限る。

（3）補助率：1/3

3 イメージ図



4 所要経費

	平成15年度要求額	平成14年度予算額
一般会計	500百万円	500百万円

地域情報交流基盤整備モデル事業 (加入者系光ファイバ網設備)

過疎地域等の地方公共団体がモデル地域として公共ネットワークを活用し加入者系光ファイバ網を整備する際に、総務省が所要経費の一部を補助する。

1. 目的

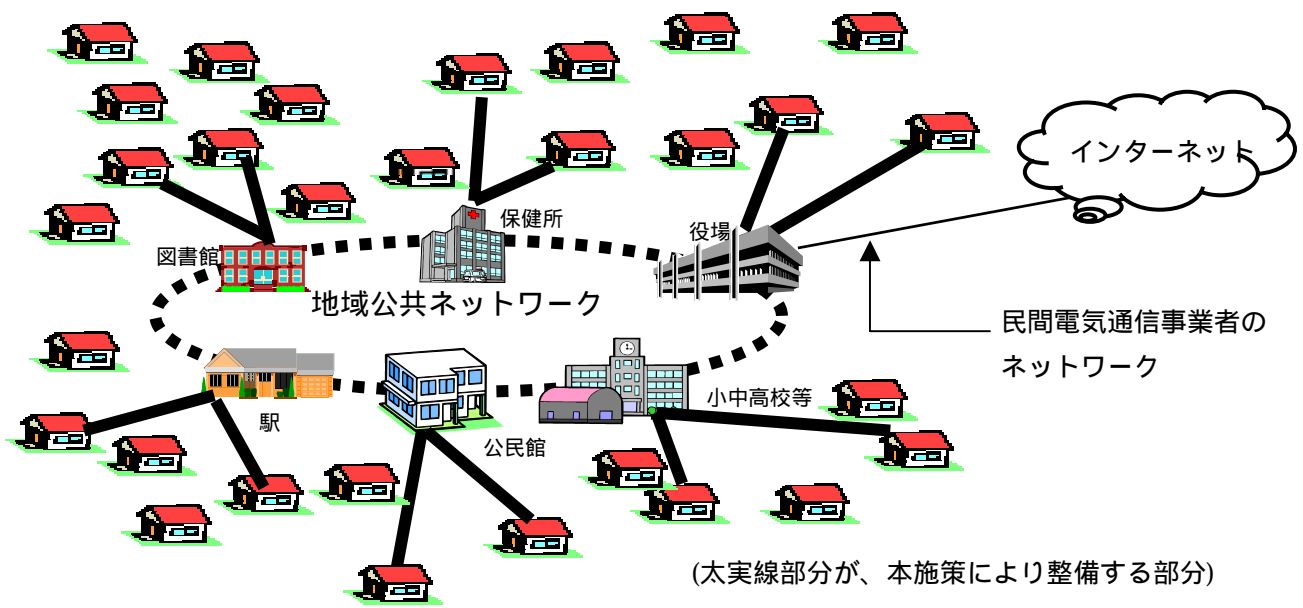
過疎地域等においてモデル地域を選定し、地域における公共サービスの高度化を推進する観点から整備される地方公共団体等の公共ネットワークを活用して加入者系光ファイバ網設備を整備することにより、超高速インターネットアクセスが可能な環境の整備を加速・推進するために、平成14年度より制度的補助金として新たに創設。

2. 概要

- (1) 事業実施地域(事業主体):
条件不利地域(過疎地域、離島、辺地、半島、山村、特定農山村のいずれかの指定を受けた地域を含む町村)
- (2) 補助対象経費:
光ファイバケーブル、光電変換装置、送受信装置等
- (3) 補助率: 1/3

* 下線部分は、平成15年度要求における拡充要求事項

3. イメージ図



4. 所要経費

	平成15年度要求額	平成14年度予算額
一般会計	2,000百万円()	1,000百万円()
地域情報交流基盤整備モデル事業		

情報通信人材研修事業支援制度

近年、急速に高度化が進む情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成することにより、IT人的資源大国となることに貢献。

1 施策の概要

情報通信人材研修事業を実施する者を対象に、当該事業に必要な経費の一部を助成。

(1) 助成対象者

第三セクター及び公益法人（沖縄県内においてはNPO法人を含む。）に地方公共団体を追加。

障害者を対象とする場合、第三セクター、公益法人、NPO法人及び社会福祉法人に地方公共団体を追加。

(2) 助成対象事業

電気通信システムの設計・運用、コンテンツの制作（放送番組制作とあるものをコンテンツ制作に改める。）等

(3) 助成率等

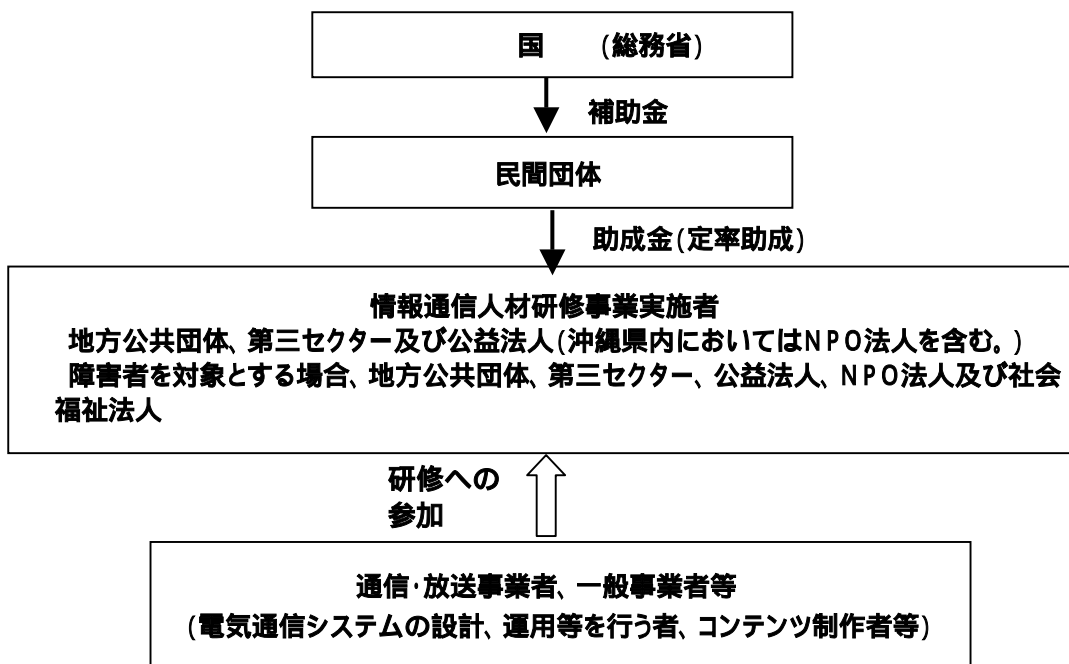
上限500万円、助成率1/2（但し障害者を対象とする研修の場合は2/3）

ITビジネスモデル地区における事業については助成額を緩和。

助成対象経費

設備整備費、講師謝金、教材費、電気代・回線使用料、機器借上料、人件費等

2 イメージ図



3 所要経費

一般会計	平成15年度要求額 770百万円	平成14年度予算額 700百万円
------	---------------------	---------------------

I T ビジネスモデル地区構想

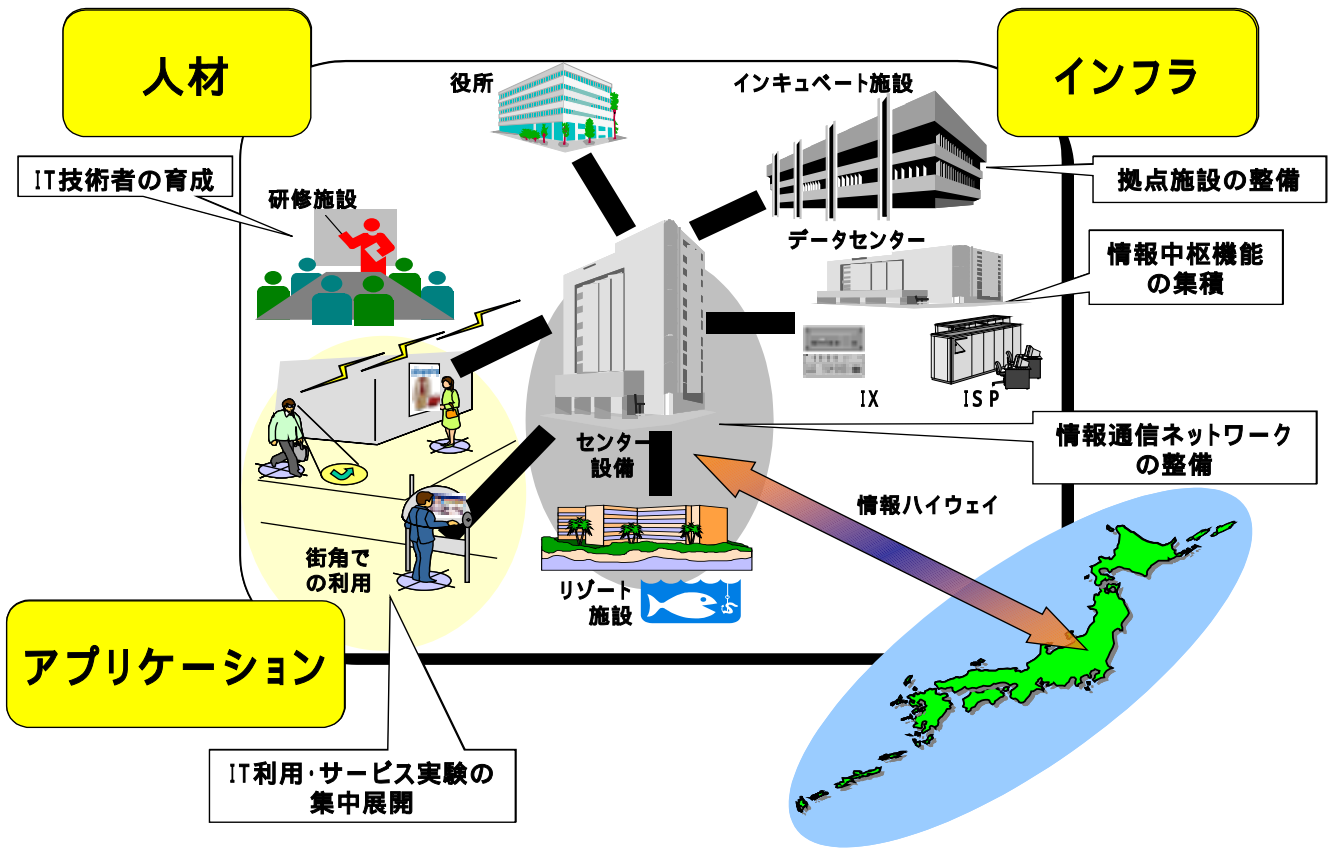
I T ビジネスの振興に積極的な地方公共団体において、I T 産業にとっての魅力的なビジネス環境を先行的に実現することにより、I T 関連産業の集積を図り、I T 産業の地域展開のモデルを構築する。

1 構想の概要

ハード・ソフトの施策の集中展開を通じ、魅力的な I T ビジネス環境の先行的実現(I T ビジネスモデル地区構想) により、I T 産業集積を通じた地域経済活性化を推進する(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 2」について(平成 1 4 年 6 月 2 5 日閣議決定))

- (1) 高度な情報通信基盤の先行的整備〔情報通信ネットワークの整備、情報中枢機能・拠点施設の整備〕(地域イントラネット基盤施設整備事業等)
- (2) I T 利用・サービス実験の集中展開(先進的 I T 基盤システム開発)
- (3) I T 技術者の育成(情報通信人材研修事業支援制度)

2 イメージ図



3 所要経費

一般会計

平成 1 5 年度要求額

平成 1 4 年度予算額

8 , 2 7 0 百万円(各事業の総額)の内数

-